ዹ 貨物概要

ミルクカートン用紙を牛乳パックの展開した形(長方形(正方形を含む。)以外の形状)に裁断し、折り目をつけたもの

→ 分類

関税率表第 4819.50 号 (統計細分 4819.50-000) の板紙製のその他の包装容器

→ 分類理由

折り目に沿って折り曲げ、接着する工程のみで1つのミルクパックが完成するような形状をしており、長方形(正方形を含む)以外の形状に裁断されていることから、関税率表の解釈に関する通則2 の未完の完成品として上記のとおり分類されます。

なお、複数のミルクパックを製造するための切断用の折り目及び印のついたロール 状のシートの場合には、表面に印刷がなされていても未完の完成品としては認められ ません。また、長方形(正方形を含む)のシート状のものも同様に未完の完成品とし ては認められません(これらは第 48.11 項に分類されます。)。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)